

## 第8 税制の状況

- 1 令和3年度税制改正の概要 ..... 133
- 2 令和3年度の県税の概要 ..... 138



# 1 令和3年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和3年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する等の措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限を令和9年度分の個人住民税まで延長することとされました。</p> <p>(3) 源泉徴収選択口座内における金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとされました。</p> <p>(4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとされました。</p> <p>(5) 個人の市町村民税の均等割の税率の軽減並びに個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族の範囲について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされました。</p> <p>(6) 所得税における退職所得課税の適正化に伴い、個人住民税についても所得税と同様の措置を講ずることとされました。</p>
2 地方法人課税	<p>(1) 国税のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設に伴い、同税制の特別償却について法人住民税及び法人事業税に適用するとともに、同税制の特別税額控除について中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました。</p> <p>(2) 国税のカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設に伴い、同税制の特別償却について法人住民税及び法人事業税に適用するとともに、同税制の特別税額控除について中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました。</p> <p>(3) 国税の中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の同税制を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4) 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制について、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が100分の2以上である場合に適用できることとし、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 国税の中小企業における所得拡大促進税制の見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の同税制を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで5年延長することとされました。</p>

	改正点
2 地方法人課税	<p>(7) 一般社団法人日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する法人事業税の収入割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>(8) 電気事業法の改正に伴い、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 電気供給業のうち、電気事業法の改正により新たな事業類型として創設される配電事業及び特定卸供給事業について、課税方式を定めることとされました。</p> <p>② 配電事業及び特定卸供給事業に対する法人事業税の標準税率を次のとおりとすることとされました。</p> <p>〔配電事業〕</p> <p>収入割 1.0%</p> <p>〔特定卸供給事業〕</p> <p>・資本金1億円超の普通法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>・資本金1億円以下の普通法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p> <p>③ 電気供給業のうち、配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の分割基準について、それらの事業の区分に応じ、課税標準額の総額を関係都道府県ごとに分割する基準とすることとされました。</p> <p>(9) 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する事業税の収入割の課税標準の特例措置が創設されました。</p> <p>(10) 国税における連結納税制度の見直し（外国税額控除関係）に伴う対応として、地方税においても、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。</p>
3 不動産取得税	<p>(1) 住宅及び土地に係る税率の特例措置及び宅地評価土地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>(2) 税負担軽減措置等の創設</p> <p>都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、その取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、その不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとされました。</p>

	改 正 点
3 不動産取得税	<p>(3) 税負担軽減措置等の拡充</p> <p>① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、その取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、その土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとされました。</p> <p>② マンション建替事業等により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置について、その適用対象に特定要除却認定マンション又はその敷地を加えることとされました。</p> <p>③ 特例事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用対象に借地上の建物を加えた上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4) 税負担軽減措置等の延長</p> <p>① 預金保険法に規定する協定銀行が破綻金融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置について、その適用対象に福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地を追加した上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 特定目的会社等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 公益社団法人及び公益財団法人が取得する能楽堂に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑥ 心身障害者を多数雇用する事業所が助成金を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑧ 東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで5年延長することとされました。</p> <p>⑨ 東日本大震災による津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置について、その適用</p>

	改正点
3 不動産取得税	<p>期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 税負担軽減措置等の整理合理化</p> <p>① 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる認定要件の見直しを行った上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、床面積要件等の見直しを行った上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p>
4 軽油引取税	<p>(1) 以下の軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>② 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>③ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り</p> <p>④ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>⑤ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り</p> <p>(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態安全確保法等に基づき行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置、及び同者が物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき締約国軍隊の船舶の動力源に供するために行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで3年延長することとされました。</p>
5 車体課税	<p>(1) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、新たな令和12年度燃費基準の下で、税率の適用区分が見直されました。</p> <p>(2) 自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を令和3年12月31日まで9か月延長することとされました。</p> <p>(3) 環境性能割におけるクリーンディーゼル車について、令和3年度及び令和4年度に関して激変緩和措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 登録車及び軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）について、適用対象の重点化及び基準の切り替えを行った上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 特例措置の延長等</p>

	改正点
5 車体課税	<p>① バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するリフト付きバスを取得した場合における通常の取得価額からの控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置について、車両安定性制御装置等を装備した自動車の適用対象範囲を拡充し、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合用バス車両に係る非課税措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました。</p>
6 納税環境整備	<p>(1) 提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととされました。</p> <p>(2) 地方税関係帳簿の電磁的記録による保存要件が見直され、地方税関係書類の電磁的記録による保存を可能とする制度が創設されました。</p> <p>(3) 地方税の納付手続について、地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者へ納付を委託することができることとされました。</p> <p>(4) 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付することとされました。</p>

## 2 令和3年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる）65才以上の年金受給者（特別徴収）は偶数月の年6回（年金から差し引かれる）その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
水と緑の森づくり税					
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人（R1年10月1日以後開始する事業年度）	法人税額（国税）	1.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は1.0%）		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下の場合第1期に全額納付）	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人（令和元年10月1日以降開始する事業年度）	電気供給業・ガス供給業・保険業・貿易保険業を行う法人は収入金額	1.0%	法人の県民税と同じ	
		電気供給業（小売・発電事業）を行う法人は収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額（令和2年4月1日以後開始する事業年度）	資本金の額が1億円を超える法人 （収入割）……………0.75% （付加価値割）……………0.37% （資本割）……………0.15% 上記以外の法人 （収入割）……………0.75% （所得割）……………1.85%		
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（所得割） 400万円以下の額 ……0.4% 400万円を超え800万円以下の額 ……0.7% 800万円を超える額…1.0% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……1.0% （付加価値割）……………1.2% （資本割）……………0.5%		



税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 (令和元年10月1日以降開始する事業年度)	普通法人は額 所得金額  特別法人は額 所得金額	400万円以下の額 … 3.5% 400万円を超え800万円以下の額 … 5.3% 800万円を超える額… 7.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 …… 7.0%  400万円以下の額…3.5% 400万円を超える額…4.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……4.9%	法人の県民税と同じ
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等を行う者 貨物割 課税貨物を保税地域から引取る者	消費税額 (国税)	78分の22	国の消費税と同じ
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,070円 (令和3年9月30日までは、 1,000本につき1,000円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 (毎月)
自動車税 環境性能割	自動車の取得者	自動車の価格	営業用 0～2% 自家用 0～3%	自動車の登録をするとき
※2自動車税 種別割	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用  貨客兼用車  バス 営業用 一般乗合用 その他 自家用  トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの  自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円  トラックの税額に総排気量に応じて営業用は3,700円～6,300円を、自家用は5,200円～8,000円を加算した額  12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円  6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算  8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算	5月31日
鉦区税	県内に鉦業権をもっている者	鉦区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
※3狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの 第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの 網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 第二種銃猟免許	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	狩猟者の登録を受ける日

140 税制の状況

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 発電用原子炉の熱出力	8.5% 1 課税期間 (3 ヶ月) につき、 千 kw あたり 41,100 円※4	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日 各課税期間の末日の翌日から 2 月以内
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

- ※1 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、特別法人事業税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度 1 年間の自動車税額が約 75%又は約 50%軽減、新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車及び LPG 車または 11 年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約 15%加算（バス及びトラック等については、約 10%加算）
- ※3 令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り次の措置を講じる。  
 ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税  
 ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税  
 ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2 分の 1 軽減  
 ※狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については 63,000 円